

教職員子育て支援プラン（福島県教育委員会特定事業主行動計画）の実施状況について
（女性活躍推進法第19条第6項に基づく取組の実施状況の公表を兼ねる）

令和6年7月

福島県教育委員会は、令和6年4月に改訂した教職員子育て支援プラン（福島県教育委員会特定事業主行動計画）（以下「行動計画」という。）の着実な実施に役立てるため、令和5年度の取組の実施状況を公表します。

（教育庁・県立学校の統計）

項目	主な取組内容
行動計画の推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員子育て支援プランを県教育委員会ホームページに掲載 ○ 教育庁内に行動計画推進委員会、各所属に行動計画推進チームを設置 ○ 女性活躍推進法に基づく女性の職業選択に資する情報をHP公開
女性教職員の妊娠中及び出産後における配慮	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出産及び育児に係る特別休暇や育児休業制度を紹介する「子育て・介護支援ハンドブック（令和6年3月改訂版）」を作成し、所属での周知を促進 ○ 「福利厚生のおしり」や「ふくしま福利だより」で出産費用の給付等を周知
子の出生における男性教職員の休暇の取得促進	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 配偶者出産休暇を利用した男性教職員 取得率91.9%（前年86.0%） ◇ 育児参加のための休暇を取得した男性教職員 取得率78.4%（前年84.2%） ◇ 「仕事子育て両立プラン」を作成し管理職に報告した男性教職員 報告率62.2%（前年75.4%）
育児休業等を取得しやすい環境の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出産及び育児に係る特別休暇や育児休業制度を紹介する「子育て・介護支援ハンドブック（令和6年3月改訂版）」を作成し、所属での周知を促進 ○ 「福利厚生のおしり」や「ふくしま福利だより」で育児休業等を取得した場合の手当や給付金制度を周知 ○ 育休代替教職員（教職員が育児休業をする場合に代替となる教職員）の採用 <ul style="list-style-type: none"> ・育休任期付職員（事務系）の採用者数 4名（前年5名） ・育休補充教員（臨時的任用の講師等）の採用者数 88名（前年122名） ○ 男性教職員の育児休業取得促進【目標値：育児休業取得率10%】 <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業をした男性教職員 18名 18.9%（前年17名 20.0%） （部分休業をした男性教職員 6名（前年1名）） （育児短時間勤務をした男性教職員 0名（前年0名））
育児しやすい環境の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 育児休業から復帰後、業務・校務分担の軽減や支援について配慮があったとする女性教職員の割合 92.0%（前年87.8%） ◇ 育児休業から復帰後、特別休暇等を取得しやすい雰囲気づくりに関して配慮があったとする女性教職員の割合 100.0%（前年93.9%）
勤務時間の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員働き方改革アクションプランの取組である、校務の見直しや部活動の在り方の見直し等の推進により、時間外勤務時間を削減
各種休暇の取得促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多忙化解消やワーク・ライフ・バランスの観点から、年次有給休暇の計画的な取得について指示
その他の次世代育成支援対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ ふくしま教育の日及びふくしま教育週間に係る取組の推進

上記項目のうち◇の数字は、令和6年5月～6月に実施した「教職員子育て支援プラン（福島県教育委員会特定事業主行動計画）に基づく取組状況等調査」によるものです。

1 調査対象者

- (1) 令和5年度中に育児休業から復帰した女性教職員
 - (2) 令和5年度中に部分休業及び育児短時間勤務を行った教職員
 - (3) 令和5年度中に配偶者が出産した男性教職員
- ただし、いずれも臨時的任用教職員、非常勤教職員、嘱託員等を除く。

2 アンケートの回答者数

- (1) 女性教職員 25名（昨年度33名）
- (2) 男性教職員 74名（昨年度57名）